

事業復活支援金 —事前確認の対応について—

申請期限が6月17日(金)まで延長されました。
申請に必要な「申請IDの発行」は5月31日(火)までですので、ご注意ください。
申請前に必要な「登録確認機関による事前確認」の実施は、6月14日(火)までです。
制度の詳細は、事業復活支援金のホームページをご確認ください。
また、藤岡商工会議所の事前確認の対応は下記となっています。

会員のみ、対面での確認を行いません。必ず電話で予約を入れてから窓口に来所ください。

※ 予約無しで来所の場合、事前確認の対応はできません。

区分	確認	確認方法	確認期間
藤岡商工会議所 会員事業所	○	対面	平日のみ 午前8時30分～ 午後5時15分 1月27日(木)～6月14日(木)
非会員事業所	×	×	確認はできません

※ 事業復活支援金を申請する前に登録確認機関による事前確認を受ける必要があります。
ただし、過去に一時支援金または月次支援金を受給している場合、原則として、事業復活支援金の申請を行う際に改めて事前確認を受ける必要はありません。

※ 事業復活支援金では、不正受給や誤って理解したまま申請してしまうことの対応として、申請希望者が、①事業を実施しているか、②新型コロナウイルス感染症の影響を受けているか、③事業復活支援金の給付対象等を正しく理解しているか等について、対面で事前確認します。

※ 事前確認では、宣誓内容が正しいかなど、申請希望者が給付対象であるかの判断・確認は行いませんので、給付対象に関するお問い合わせは事業復活支援金相談窓口までお問い合わせください。

※ 事前確認は無料です。

○非会員事業所の方は、下記の検索サイトで登録確認機関を検索し確認してください。

検索サイトURL：<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search/>

○制度内容、申請方法などの問合せについては、相談窓口にお問合せください。

事業復活支援金サイトURL：<https://jigyou-fukkatsu.go.jp/index.html>

《事業復活支援金相談窓口》

TEL：0120-789-140（フリーダイヤル）

IP電話等からのお問合せ先：03-6834-7593（通話料がかかります）

【事前確認の予約はこちら】

藤岡商工会議所 TEL：0274-22-1230